

保護者の皆様へ

亀山市立昼生小学校
校長 三谷 敏央

暴風・大雪・大雨・土砂災害・河川氾濫警報発令時等 における処置について

※次からの、「警報」は、「暴風警報・暴風雪警報・大雪特別警報・レベル4以上の河川氾濫・大雨・土砂災害の警報（高潮を除く）」を指します。

1 始業前（在宅中）に警報が発令されている場合

- ① 児童は登校させないでください。（自宅待機）
- ② ただし、警報が午前11時まで解除されたときは余裕をもって登校させてください。当日の授業をおこないません。給食は簡易給食となります。
→ 安全を確認の上、余裕をもって登校させてください。ただし、この時でも道路等の破壊で危険が予想される地区の地区委員さんは、学校へ連絡してください。また、解除の時刻によっては、地区委員さんと連絡を取り適切な処置を講じます。
- ③ 警報が午前11時になっても解除されないとき
→当日の授業は中止します。（臨時休校）

2 登下校中において警報が発令された場合

→学校は、PTA役員、地区委員さんと連絡を取り、適切な処置をとります。

3 始業後に警報が発令された場合

- ① 原則として直ちに授業を中止し、速やかに児童を帰宅させます。
この場合、状況に応じPTA役員、地区委員さんと連絡をとり、安全に気をつけ帰宅させます。
- ② 安全に帰宅することが困難と予想される時は、一時学校に待機させ、安全を確認した後、帰宅させるか、保護者の迎えを依頼するなどの対応を取りますので、ご協力ください。

【注意】

- (1) 令和8年度5月下旬より防災気象情報が変わりました。（下の表を参考にして下さい）
- (2) 大雨・洪水・大雪警報が発令された場合でも、地域の実情に応じ、危険が明らかに予想され、現実に危険があるときには、暴風警報に準じて適切な処置をとります。
- (3) 警報が発令されていなくても、危険が予想される場合は事故のないよう適切な処置をして下さい。
★警報が発令された当日、緊急事態を除き、個人での学校への問い合わせはご遠慮ください。

状況に応じ、学校よりつながる連絡（LINE）で連絡をします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

気象庁ホームページより
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>